○経済産業省告示第二百十六号

鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した中原ＳＫ―一Ｄ号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月三十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

北緯三十七度二十一分四十五・七三八秒、東経百三十八度四十五分五十・二三七秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円、北緯三十七度二十二分九・〇五二秒、東経百三十八度四十五分五十一・六七八秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円の外縁を包絡する直線及びそれらの円の弧でかこまれた区域の直下の深度（片貝ＳＫ―二十四号井の坑口を基準）三千六十五・七〇メートルから（中原ＳＫ―一Ｄ号井の坑口を基準）三千百六十三・一〇メートルまでの間に存するガス層に属するもの

○国土交通省告示第千五十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年十月十七日
二　登録番号　（一）第〇二五号
三　登録講習機関の氏名又は名称　学校法人　名古屋大原学園
四　住所　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十番八号

○国土交通省告示第千五十一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十六条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査業務の全部を廃止する届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年十月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所　株式会社住宅検査保証協会　東京都墨田区江東橋二丁目二番三号
二　廃止する年月日　平成二十六年九月十日

○環境省告示第百九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年十月三十日

環境大臣　望月　義夫

一　名称　下北西部鳥獣保護区
二　区域　青森県むつ市並びに下北郡大間町及び佐井村の各一部（区域図省略）
三　存続期間　平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、下北半島の西側に位置し、ブナ林及びブナ・ヒノキアスナロ混交林のほか、スギ及びカラマツ等の造林地並びに切り立った断崖海岸線、風衝地から成り、多様な植生及び地形等を有している。

このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のツキノワグマのほか、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ、ハヤブサ等の生息及び繁殖が確認されている。さらに、当該区域は、オジロワシ等の渡り性の猛禽類が北海道と本州を行き来する際の結節点であり、かつ、魚類、水鳥等を捕獲する餌場、渡りにおいて飛翔高度を確保する上で重要な崖地等を含み、これらの生息上重要な区域である。

このように、当該区域は、ニホンツキノワグマ、オジロワシ、ハヤブサ等の希少鳥獣の生息にとって重要な区域であることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　希少鳥獣の生息地の保護区として、ニホンツキノワグマ、オジロワシ、ハヤブサ等の希少鳥獣の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。

ハ　鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　国指定鳥獣保護区周辺における農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

○環境省告示第百十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、下北西部鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年十月三十日

環境大臣　望月　義夫

一　名称　奥戸特別保護地区
二　区域　青森県下北郡大間町の一部（区域図省略）
三　存続期間　平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、下北半島の西側奥戸川上流域に位置し、ブナ林及びブナ・ヒノキアスナロ混交林から成り、哺乳類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のツキノワグマのほか、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びハヤブサ、絶滅危惧ⅠＢ類のクマタカ等の生息が確認されている。

また、当該区域は、当該区域がオジロワシ等の渡り性の猛禽類が北海道と本州を行き来する際の結節点にあり、かつ、魚、水鳥等を追ってオジロワシ等が飛来し、その餌場となっているため、それらの生息地として重要である。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　希少鳥獣の生息地の保護区として、ニホンツキノワグマ、オジロワシ、ハヤブサ等の希少鳥獣の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。

ハ　鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　国指定鳥獣保護区周辺における農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

○環境省告示第百十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、下北西部鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年十月三十日

環境大臣　望月　義夫